

# 原発60年超運転法案提出

## 政府規制委員反対も、政策転換

政府は二十八日、六十年を超える原発の運転を可能にするため、エネルギー関連の五つの法改正案をまとめた束ね法案「GX（グリーン）脱炭素電源法案」を閣議決定し、国会に提出した。原子力基本法に運転期間の規制は「原子力の安定的な利用を図る観点から措

置する」と明記。安全規制よりも利用を優先し、原発を長く運転しようとする姿勢が鮮明になった。

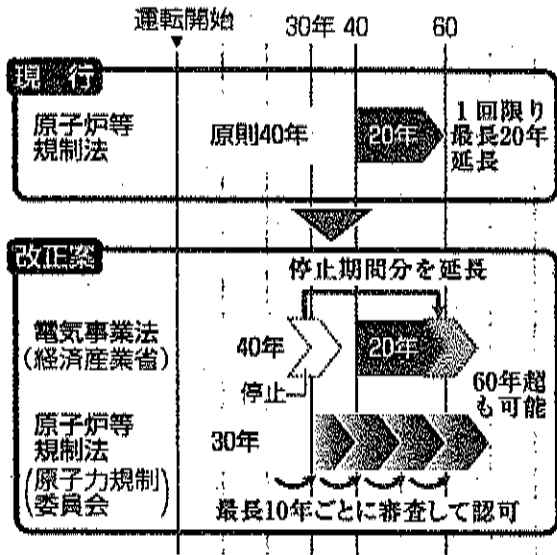
今回の制度見直しに、原子力規制委員会の委員五人のうち石渡明委員は「安全側への改変とは言えない」と反対を表明。十分な説明がないまま、東京電力福島第一原発事故以来の政策転

換に踏み出した。法案審議を通じて、安全性への懸念を払拭できるかが問われる。

改正案では、福島第一原発事故後に導入した「原則四十年、最長六十年」という運転期間の規定を、原子炉等規制法から電気事業法に移す。規定の大枠は維持し、規制委の審査対応などで停止した期間を計算から除外できるようにする。

原子力基本法は、安全補と強調。規制委の安全確認が大前提になるとも述べた。

原発の運転期間



原子炉等規制法では、運転開始三十年後から最長十年ごとに劣化を確かめる仕組みを整備。六十年以降の劣化評価の方法や、設計の古さの影響をどう考慮するかは、規制委の今後の検討課題となる。

二十八日の国会答弁で岸田文雄首相は「エネルギー安定供給と温暖化対策の両立のため、原子力は必要な規模を持続的に活用する」

話に陥り事故を防げなかったことを真摯に反省するとした一方、原発活用による電力安定供給の確保や脱炭素社会の実現を「国の責務」とした。再処理等拠出金法では、経済産業省の認可法人「使用済燃料再処理機構」（青森市）の業務に各地の廃炉作業の統括を追加。再生可能エネルギー特別措置法に、再生エネ活用に必要な送電網整備への支援強化を盛り込んだ。